

平成26年第2回定例会
斑鳩町議会会議録

平成26年6月19日
午前9時30分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 水道決算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 2号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡
充し、窓口無料とすることを県に求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第 3号 信号機の設置を求める意見書について
- 追加日程 3. 発議第 4号 集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わな
いことを求める意見書について
- 追加日程 3. 研修会への参加派遣について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1．建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） それでは、去る6月10日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、議案及び継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、本会議からの付託議案について議題といたしました。

1番、議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について。工事位置は県道王寺三郷斑鳩線から、チサンマンション5番館西側とチサンマンション2番館東側の里道をとおり町道548号線までの路線と、県道王寺三郷斑鳩線内の路線の249.9m。契約は株式会社森本組奈良営業所、金額は1億1,680万3,080円となっております。そのほか、工事概要と入札経過を説明されました。委員より、低入札調査基準価格について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。異議なく満場一致で可決されました。

2番、認定第2号 町道の一部廃止についてを議題といたしました。

町道401号線の一部、岩瀬橋が落橋されました稲葉西1丁目361番1先から稲葉車瀬2丁目556番1先まで、延長32mを廃止するものであると説明されました。質疑なく、満場一致で認定されました。

次に、継続審査（1）都市基盤整備事業について、公共下水道事業に関することについてを議題といたしました。

公共下水道工事進捗状況、平成26年5月31日の公共下水道接続申請状況、融資あわせん利用数、浄化槽雨水貯留施設への転用申請についての説明報告を受けました。質疑はありませんでした。

次に、都市計画道路の整備促進についてを議題といたしました。いかるがパークウェイの事業促進と予算確保について。法隆寺線整備事業の国道25号取付部分について、

6月16日に用地取得に係る契約を締結する予定である。また、その内容と取付部分について説明報告されました。委員から供用開始時期について質疑があり、一定の答弁がされました。

いかるがパークウェイの交差点信号機の設置について、安全確保のためにも早期設置の意見書を提出してほしいとの要望がありました。全委員一致で、当委員会の発議をもって意見書を提出することに決まりました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業について、現在の状況の説明報告がされました。質疑等なく、継続審査については一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題といたしました。

1番、斑鳩町営高塚団地の現状について、説明されました。委員より、南の家屋の進入路について、入居者の退去について、高塚集会所について、高塚団地に隣接している家屋の進入路について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目に、農地区域の見直しについて、説明報告されました。委員より、供用開始したパークウェイに係る農用地区域と地元説明会について、白石畑の区域編入について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目、特別用途地区の指定及び用途制限の緩和条例制定にむけた流れについて、説明報告されました。委員より、全国チェーン店及びコンビニの出店について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、説明報告されました。委員より、地域農政推進対策事業費、歴史ネットワーク事業、プレミアム商品券とリフォーム券について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

5番目に、第34回商工まつりについて、説明報告されました。質疑等はありませんでした。

6番目、幸前地区道路用地での苗代について、説明報告されました。委員より確認の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、その他について、委員より、法隆寺駅の北側の第一地所内の道路の安全対策と認定について、三井の溜池の耐震について、富雄川改修について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、開会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしておりますので、ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で建設水道常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

１３番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、開会中の６月１１日水曜日に委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、紀委員より欠席の申し出がありましたが、他の委員皆さん出席をいただきました。

まず、１点目の付託議案について議題といたしました。

その１、議案第１９号 斑鳩町精神障害者医療費助成条例についてですが、これについては、各課報告事項の１番にあげております斑鳩町精神障害者医療費助成条例施行規則につきましても、本条例と関係するものとして合わせて説明を受けることといたしました。

条例につきましても、規則につきましても、要旨をもって説明がされました。皆さんのお手元にも既にお配りされていると思いますので、それについては省略をさせていただきます。説明の後、委員からは、１つとして、県が１０月から実施するというので今回設けられたが、県内の足並みがそろっていないことについて、２つとして、自動償還払いについて、３つとして、対象者数についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされています。

以上の審査ののちお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

２つ目といたしましては、陳情第３号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望についてですが、まず、事務局長から陳情についての説明を受けました。それに対して委員からは、１つとして、窓口払いをなくしたときのペナルティについて、２つとして、この陳情に対する町の考え方について、３つとして、コンビニ受診といわれるような状況について、４つとして、医療費抑制に関する啓発についてなどの質疑があり、一定の答弁がされたところです。

委員の意見の取りまとめをさせていただきましたところ、既に斑鳩町で取り組んでいる制度であることから、この制度が国の制度として地方の健康保険や一般会計などに負担のかからない形で実施してもらえたらありがたいし、ペナルティなどなくしてもらい

たいということもあり、また、もしもペナルティがあったとしても、県が負担してくれるのなら町としてもありがたく、今の町単の予算に大きな影響があることから、全委員採択に賛成ということで、意見書の文案を示し、委員会として県への意見書提出の発議をすることと決しました。

次に、2番目として、継続審査についてを議題といたしました。

その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、平成25年度のごみ・資源物の処理状況について数字がまとまったということで、資料が提出され、報告を受けました。また、5月31日に行われたクリーンキャンペーンの住民の参加数やごみの収集量などの状況等について報告がありました。委員からは、数字の確認などの質疑があり、一定の答弁がされ、資源化率が驚異的に伸びてきていることなど一定の審査をしたということで終わりました。

3つ目として、各課報告事項についてを議題といたしました。

1番は、先ほど申しあげたように既に終わっております

2つ目としては、子ども・子育て新制度に伴う保育所等の利用手続きの変更について。これは、正式な関係省令等が出ていないことを前提に、現時点で示されている状況について資料に基づいて報告がありました。これに対して委員より、1つとして、優先順位の考え方について、2つとして、新制度での働き方の捉え方について、3つとして、認定の際の3歳児以上の毎年更新についてなどの質疑があり、一定の答弁がされています。

3つ目として、子育て支援活動状況及びネグレクト等相談見守り状況について、資料に基づき詳細な報告を受けました。委員からは、同じような数字が並んでいるが、毎年同じ家庭で起こっているのか、また、これらの数字の把握の仕方についての質疑・意見があり、一定の答弁がされています。

4番目として、議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）のうち国保医療課の所管に係るものについて、報告を受けました。委員からは、1つとして、電算システムの変更について、県の補助金についての質疑がありましたが、これについても一定の答弁がされています。

そして、その他の報告として、理事者のほうから、平成23年から行っている被災地大槌町への社会福祉協議会の災害ボランティアバスの今年の日程や活動内容について報告がされました。委員からは、特段の質疑はございませんでした。

続きまして、4番目のその他についてを議題といたしました。委員から、保育園の給食の食材の購入先などについて質疑があり、これについても一定の答弁がなされており

ます。

さらに、閉会中の継続審査についての手続きを確認し、終わりました。

以上が、開会中に行いました委員会の概要です。理事者の報告内容、質問の詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程３．総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

２番、小林委員長。

○総務常任委員長（小林誠君） それでは、６月１３日に、本会議より付託を受けた議案等を審査するために総務常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

まず、６月定例会の付議議案について。（１）議案第１７号 斑鳩町協働のまちづくり条例について、パブリックコメントの結果と主な制定内容について説明を受け、審議したところ、委員から、条例の文言や推進委員会とコアメンバーの役割についてなどの質疑に対し、理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

次に、（２）議案第１８号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例について、条例要旨に基づき説明があり、委員からの質疑に対し、理事者より一定の答弁があった後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

次に、（３）議案第２０号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者より条例要旨に基づき説明がありました。今回の改正は消防団の活動の充実強化を図ることを目的として、団員の任用要件を拡充するため、消防団の区域内に在勤しているものを任用可能とするとともに、任用時における年齢の上限要件を撤廃するものであるとの説明があり、委員より質疑をお受けしたところ、消防団員をふやしていこうということでは皆同じ意見ではあるが、年齢制限の撤廃による効果と必要性、入団希望時の分団と町のかかわり、消防団区域の考え方等、各委員から多岐にわたるご意見がありました。理事者より一定の答弁があった後、当委員会として取りまとめを行った結果、年齢の制限についてはすぐに答えを出さなくてはいけない問題ではない。年齢制限を含めて区域のあり方等の問題について引き続いて調査をする必要があるということで、議案第２０号については継続して審査をすることに決しました。

次に、（４）議案第２１号 平成２６年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，９８６万９千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を８３億９，０５２万１千円とする補正の説明がありました。委員より質疑をお受けしたところ、質疑・意見等はなく、満場一致で可決することに決しました。

以上が、６月定例会の付議議案に関する審査の結果であります。

続いて、継続審査について、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、審査を行いました。理事者から、１つとして、平成２５年度斑鳩町文化財活用センターの運営について、２つとして、「中宮寺跡―聖徳太子建立の尼寺―」の関連事業について、３つとして、斑鳩大塚古墳出土の埴輪などの速報展「斑鳩の文化財展―平成２５年度実施の調査成果展―」の実施について、４つとして、こども考古学教室やこども一日学芸員体験の開催について、５つとして、中宮寺史跡の整備についての報告がありました。以上が継続審査案件に関する審査の概要であります。

次に、各課報告事項について。（１）斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について。（２）斑鳩町と奈良県立大学との包括的な連携協定について。今後、具体的な連携協力の内容について協議していく旨の報告を受けました。（３）として、平成２５年度町税収納状況について。（４）子ども・子育て新制度に伴う幼稚園等の利用手続きについて。（５）平成２７年度の町職員採用試験について。（６）彫刻の寄贈について。樹脂製の高さ約２ｍの青年像をいかるがホールに設置することについての報告でありました。（７）学校照明設備のＬＥＤ化工事について。５か年で更新する計画であり、本年度は夏休み期間中に斑鳩小学校の照明設備を更新する計画であるとの報告を受けました。（８）として、子ども模擬議会の開催について。今年度は「夢のある将来の斑鳩町について」というテーマで８月１２日の火曜日に開催される報告を受けました。（９）都市計画道路法隆寺線整備に伴う中央公民館の敷地の一部工事についての報告がありました。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

次に４、その他について、各委員から質疑・ご意見等をお受けしたところ、委員から守谷池の草焼きに対する町の対応についての質疑がありました。

以上が、開会中における総務常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程４．水道決算審査特別委員長報告について、水道決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

1 1 番、飯高委員長。

○水道決算審査特別委員長（飯高昭二君） それでは、去る6月9日、全委員出席のもと水道決算審査特別委員会を開催しましたので、その概要についてご報告をいたします。

会議に先立ち、本委員会の正副委員長を互選いただいた結果、委員長に飯高委員、副委員長に小林委員が推挙されました。

まず初めに、本会議から付託を受けました議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第3号 平成25年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての2議案については、関連する議案ですので一括議題とし、佐伯代表監査委員さんから決算審査意見書に基づき報告を受けることとしました。

審査の結果については、平成25年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令に準拠して作成しており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められたとの報告がありました。

最後に、代表監査委員さんのむすびに、今後、少子高齢化の中、人口減少による給水収益は年々減少傾向にあり、さらに、電力料金の値上げ、減価償却費に加え、水道管の敷設替工事などの費用増加も想定される。水道は日常生活に欠くことのできないものであるため、よい水質を清潔に保持し、水道施設を適切に維持管理していくには、的確な長期ビジョンに立った水道事業運営が必要との意見がありました。

次に、担当部長から、認定第3号 平成25年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を受けました。

まず、本年度の業務量について、契約件数が前年度より104件、1.0%増加し、10,613件となり、一方では、年間総給水量は前年度と比較して69,786立米減の3,050,453立米となっている。1戸当たりの使用量は、口径20mmで1か月平均20.6立米、前年度21.0立米となり、年々減少傾向にある。また、県水受水量は、前年度より22,176立米減の2,039,496立米となっており、有収率については95.0%と、昨年度、94.2%と比較いたしまして0.8%増加している。

次に、建設改良費について、配水設備では、老朽管更新工事、新設改良事業、公共下水道築造工事など管延長1,632mの工事などを行い、各地域への給水に必要な施設の整備に努めている。また、本年度の石綿管の更新は405mとのこと。北部配水池の改修については、平成24年度から継続事業でありました配水池ドームの更新工事

が完了し、送水管布設工事1件も完了。浄水場設備では、各施設の電気計装設備の改修工事を実施し、三井浄水場の管理棟内部の改修工事も実施したとのことです。

一方、財政状況について、営業収支は5,291万2,433円の営業利益、前年度6,375万9,622円となり、営業収益のうち給水収益は、昨年10月から水道料金の従量制部分において一律10円の値下げを行ったこと、また、給水量の減少により、前年度に比べ2,444万4,825円減の6億3,571万4,994円となり、営業費用は前年度より620万2,553円減の6億1,595万8,189円とのことです。

また、資本的収支では、収入総額2億4,292万1,400円、支出総額4億1,136万9,792円、差引き1億6,844万8,392円の支出超過となり、この支出超過額は、過年度分の損益勘定留保資金等をもって補填したとのことです。

次に、議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明では、当年度未処分利益剰余金4,144万5,399円のうち、減債積立金、利益積立金として300万円をそれぞれ積み立てて、その結果、翌年度繰越利益剰余金として3,544万5,399円との処分計画の説明がありました。

最後に、担当部長より、水道は住民の生活と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っており、一方、今日の水道事業は、既存施設の更新の時期を迎え、その計画的な改良・更新はもとより、災害への備えのため、ライフライン機能の向上、安全で安心できる良質な水を安定的に供給するための方策の検討などさまざまな課題を抱えており、このような中で、施設・設備の更新、サービス水準の向上を着実に進めながら、経営の効率化を念頭におき、経営基盤の強化を図るとともに、健全な水道事業会計の運営に努めていきたいとの意見がありました。

以上、認定第3号と議案第22号の説明の後、各委員より質疑をお受けいたしました。

まず1点目に、水道料金の滞納状況について。水道料金の収納率は99.9%を超え、一方では、支払いが滞っている方については、事情を確認する中で、いろいろな対策で対応してるとのことです。

2点目、県水の依存率が上がっている理由について。さまざまな事業をする中、依存率の調整をしています。また、北部配水池の工事を実施する中、自己水を若干少なくして調整したため、影響が出ていると考えているとのことです。

3点目、塩ビ管と石綿管の布設状況と各種配管における選定の取り扱いについて。塩ビ管は全体延長の35%程度、石綿管は約2%残っている。PE管は、口径100以下

で耐震性があり、ダクタイル鋳鉄管は、大口径、150から200を超える口径で非常に水圧の高いところに適用。使用箇所は、地盤の状況と地形、地質など十分考慮した中で選定しているとのことです。

4点目に、水道料金値下げによる今後の水道事業への影響について。費用削減するには限界があり、現段階では、北部配水池事業や計装システムのような大きな事業が完了し、今後、国庫補助や企業債を有効に使い、検討して進めていきたいとのことです。

その他、中期的な財政推計表の収益的収支について、また、小規模発電の検討について、さらに、口径別使用量の使用料金などについて質疑・意見があり、一定の答弁された後、質疑を終結し、2議案をお諮りしました。

まず、議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成25年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上、本会議から付託を受けました議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第3号 平成25年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての審査の概要です。詳細につきましては、議事録にまとめさせておりますので、ご覧いただきますようよろしくお願いをいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第17号 斑鳩町協働のまちづくり条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第18号 斑鳩町職員の配偶者同行休業に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第19号 斑鳩町精神障害者医療費助成条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第22号 平成25年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第2号 町道の一部廃止についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第3号 平成25年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程1. 発議第2号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し、窓口無料とすることを県に求める意見書について、追加日程2. 発議第3号 信号機の設置を求める意見書について、追加日程3. 発議第4号 集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第2号、追加日程2. 発議第3号、追加日程3. 発議第4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第2号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し、窓口無料とすることを県に求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 里川議員。

○ 13番(里川宜志子君) 提案説明をさせていただくに先立ちまして、まず、議案書を読み上げさせていただきます。

発議第2号

子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し、
窓口無料とすることを県に求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成26年6月19日提出

厚生常任委員会

委員長 里川 宜志子

提案説明につきましては、この文章を読み上げさせていただいて、説明とかえさせていただきたいと思います。

子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し、

窓口無料とすることを県に求める意見書

今日、少子化が進むなか、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めることは、国や地方自治体にとって重要な課題となっています。

現在、全国の全ての自治体で独自の子育て支援策として子ども医療費助成制度が実施されています。この制度は、子育て世代の経済的支援にとどまらず、早期発見・早期治療による疾病の重症化を防ぐなど大きな役割を果たしています。

当町においても、子ども医療費助成の対象年齢を県基準より拡大し、平成21年4月から小学生の入院まで拡大、さらに平成22年4月からは入・通院とも中学卒業まで拡大をしています。

しかしながら、子ども医療費の助成については、各自治体の財政力などによってその取組みに大きな格差があり、どこの市町村で生まれ育っても同じように安心して医療を受けられることが望まれるものであります。そこで、奈良県におかれては「子ども医療費助成制度」の対象年齢を中学卒業まで拡大するとともに、将来的にはこの制度を国の制度とするよう国に要望していただくようお願いするものです。

また、現在、子どもの保護者が医療機関の窓口で直接医療費を支払わないで済む「現物給付方式」を採用する自治体については、国民健康保険の医療給付に対する国庫負担金等が減額される仕組みとなっていることが主たる理由で、奈良県においては、「自動償還払い方式」となっています。しかし、所得の少ない子育て世帯にとっては、窓口での支払いは大きな負担で、保護者からは窓口無料化を求める声が大きく広がっています。

全国では、すでに、36都府県で窓口負担なしで受診ができ、近畿では奈良県だけが窓口負担となっていることから、国に対して国民健康保険における国庫負担金等の減額措置の廃止を強く要望していただくとともに、奈良県として窓口無料の制度として実施をしていただくよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月19日

奈良県斑鳩町議会

以上となっております。どうぞ議員皆さまのご賛同を賜りますようお願いをいたしまして提案説明をとさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第2号の可決により、陳情第3号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望については、採択されたものとみなします。

次に、追加日程2. 発議第3号 信号機の設置を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番 宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、発議第3号 信号機の設置を求める意見書について説明させていただきます。まず発議書を朗読させていただきます。

発議第3号

信号機の設置を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成26年6月19日提出

建設水道常任委員会

委員長 宮崎 和彦

それでは、説明は朗読をもって説明とさせていただきます。

信号機の設置を求める意見書

平素は、本町の交通安全対策や安全で安心なまちづくりにご指導、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月30日に、いかるがパークウェイの稲葉車瀬区間の供用が開始されましたが、一方では、交通の流れの変化、交通規制の変更など道路利用者を取り巻く環境にも変化が見られるようになり、供用開始直後からすでに数件の事故の発生が報告されています。

現在、いかるがパークウェイと交差する町道は、通勤、通学の主だった経路となっていることから、朝夕には多くの車両、歩行者が横断している状況にあります。こうしたことから、地域住民からは、今般の事故を例に重大事故の発生を危惧し、信号機の設置を求める声が多く寄せられております。

今後、いかるがパークウェイ事業の進捗に合わせまして、新たな交通の流入が見込まれてまいります。

本町議会としましては、更なる事故の発生を未然に防止するためにも、交通規制、交通安全施設の設置など安全対策に積極的に取り組まれるとともに、斑鳩町が要望している信号機の設置を強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月19日

奈良県斑鳩町議会

以上、説明をもって発議とさせていただきます。議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

次に、追加日程3．発議第4号 集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 里川宜志子議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

発議第4号

集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書について
標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決
を求めます。

平成26年6月19日提出

議會議員

里川宜志子

木澤 正男

意見書の文案をもちまして、提案説明とさせていただきます。

集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

安倍政権は、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に向けて、6月中にも閣
議決定しようとしています。しかし、現憲法のもとでの集団的自衛権の行使容認につい
ては、さまざまな矛盾が指摘されています。

これまでの歴代政権は、憲法第9条の下に許容されている自衛権の行使は、我が国を
防衛するため、必要最低限の範囲にとどまるべきであると解釈してきました。しかし、
集団的自衛権はどう考えても、海外での戦闘参加を可能にするものであり、日本の自衛
とはかけ離れたものです。

集団的自衛権とは、米国などが攻撃されたときに、日本が攻撃されていなくても武力
行使できるようにすることだと、安倍首相も国会で認めています。集団的自衛権を行使
できるようになれば、ソ連のアフガニスタン侵略や、米国のベトナム戦争、イラク戦争
のような戦争に、日本の自衛隊が参加できることになり、まさに戦争する国になるとい
うことであって、憲法9条とは全く相容れないものです。

しかもこうした問題を、一内閣の憲法解釈の変更で進めることは、立憲主義の否定で
もあり、許されるものではありません。

よって、政府においては、日本の自衛とは無関係で、なおかつ、海外で戦争する国と
なる、集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲の見直しは、行わないよう強く要望しま
す。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月19日

議員皆さまにはよろしくご理解いただき、ご判断いただきますようお願いをいたしまして提案説明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 発議第4号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

5番、伴議員

○5番（伴吉晴君） 発議第4号 集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出に反対する立場から意見を述べさせていただきます。

近年、アジア太平洋地域の安全保障情勢は急速に悪化しており、国境を越えた脅威は広がっています。このような状況で、政府においては、安全保障整備に関する協議が連日活発に行われております。

そのような中で、国の安全保障の協議に関して、政府として国民の生命と財産を守るためには今後どうあるべきかを、国民として見極める必要があると考えます。

また、国の集団的自衛権の協議についての報道にいたっては、各報道機関によって協議の内容の表現が微妙に違っているように、自衛権をめぐる司法の判断や政府見解が今後どのような形で解釈されるのか、今後の推移を見守らなければなりません。

意見書では、政府が集団的自衛権を行使するようになれば、まさに日本は戦争する国になるとありますが、政府も平和を維持するための安全保障の協議をされているのは明らかです。

以上のことから、発議第4号 集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書に反対するものです。議員の皆さま方のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

14番、木澤議員

○14番（木澤正男君） それでは、発議第4号 集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

報道によりますと、安倍首相が明日にも閣議決定をし、集団的自衛権の行使容認に踏み込もうとしています。安倍政権が、集団的自衛権をめぐるこれまでの政府の憲法解釈を無理やり変えるとともに、そのための立法措置をとろうとしていることは、極めて重

大です。

まず、この問題では、安倍政権が立憲主義の根本を覆すクーデター的な手法をとっていることを厳しく指摘しておきたいと思います。安倍首相は、内閣法制局長官の首を切り、集団的自衛権行使容認派にすげかえました。そして、諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告をもとに憲法解釈の変更だけで集団的自衛権の行使を認めようとしています。こんなやり方がまかり通れば、時の政権の思惑でどんな無理無体な憲法解釈も通ってしまうことになります。

このようなやり方に対して、歴代内閣法制局長官からは、「解釈変更は法律上できない」「今の憲法の下で半世紀以上議論され、維持されてきた憲法解釈であり、解釈変更は難しい」などの厳しい批判が出ています。与党内からも「必要があるなら、憲法改正の議論をすることのほうが筋だ。憲法解釈上、認めるのは論理的にかなり無理がある」と反対の声があがっています。

まさに法治国家を土台から揺るがす無法にほかなりません。集団的自衛権への賛否を超え、立憲主義を守るという立場からも共同が広がっています。

そもそも集団的自衛権の問題は、あれこれの架空のシミュレーションの話ではなく、現実の政治の中で問われる極めてリアルな危険です。3つの点から申しあげたいと思います。

第1は、集団的自衛権といっても、その自衛とは、日本の防衛のためでもアメリカ本国の防衛でもないということです。安倍首相は、中国や北朝鮮など近隣の脅威を取り上げて、あたかも日本を、また国民を守るために必要であるかのように言いますが、それは集団的自衛権行使容認の世論を作るための単なる口実にすぎません。日本を守るという点では、現在でも認められている個別的自衛権によって十分に対応ができます。この問題では、集団的自衛権を行使することの本質をしっかりと見抜く必要があると思います。

これまで、世界の歴史で国連憲章第51条に基づく集団的自衛権が発動されたのは、アメリカのベトナム戦争、旧ソ連によるチェコスロバキアとアフガニスタンへの侵略、アメリカとNATOによる2001年のアフガニスタンへの報復戦争などです。どれも自衛とは全く関係ありません。集団的自衛権は、自衛とは無関係の、大国による無法な侵略戦争、軍事介入の口実に使われてきたというのが世界の歴史の事実です。

第2は、日本の政治の歴史でも、集団的自衛権は、アメリカが海外で起こした戦争に日本が派兵するかどうかという問題としてあらわれてきたことです。2000年にアメ

リカのアーミテージ国務副長官らが集団的自衛権の行使を迫ったのを皮切りに、1年後にアフガニスタンへの報復戦争でインド洋・アラビア海に自衛艦を派遣し、3年後、イラク侵略戦争でイラクのサマワに自衛隊を派兵しました。集団的自衛権は、常にアメリカの圧力のもとで日本の自衛隊の海外派兵と一体に論じられてきたものです。

第3に、集団的自衛権の現実の狙いは、一連の海外派兵立法の歯止めを外して、自衛隊がアメリカの対外戦争で戦闘地域まで行って米軍とともに戦争行動を行うことにほかなりません。アフガンでもイラクでも自衛隊を出す特別措置法には、活動は武力の行使に当たるものであってはならない、活動地域は戦闘地域であってはならないと定められ、時の小泉首相は、自衛隊は戦闘地域には行かない、後ろでガソリンを入れたり、水をまいているだけだと言いつつせざるを得ませんでした。

しかし、先日の国会論戦の中で安倍首相は、何度尋ねられても、この歯止めを残すとは言いませんでした。それどころか逆に自衛隊の活動を拡大する方向で検討すると答え、戦闘地域にも自衛隊を派兵する可能性を示唆しました。

ご存じのように憲法9条2項は戦力の不保持を定めています。この第2項があるために、政府は、自衛隊は戦力ではなく自衛のための必要最低限度の実力であり、個別的自衛権までは行使できるが集団的自衛権は行使できないという立場をとってきました。政府自身が、集団的自衛権の行使は憲法9条に照らして許されないと声明してきたために、自衛隊が海外に出るときには歯止めがかかっていました。

集団的自衛権の現実の狙いは、この歯止めを外して、日本がアメリカとともに海外で戦争を行うことにあります。

戦後、日本は、戦争による犠牲者は1人も出さず、また、1人の外国人も殺してきませんでした。それは、現行憲法のもとで、その理念に基づき、踏み越えてはならない一線を守ってきたからではないでしょうか。この先人たちが守ってきた平和が今まさに壊されようとしています。私は、斑鳩町議会として政府に対してはっきりとノーの声をあげていくべきだと考えます。

私も2人の子どもの父親になり痛感していますが、子どもたちが戦争の惨禍に巻き込まれないようにするために、今を生きる私たちが戦争につながる道を断ち切っていく、政府や国家権力の暴走を許さないという立場に立って行動することが強く求められていると感じています。

以上のことから、集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の採択に賛成の立場であることを申しあげ、私の賛成意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第4号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、日程5．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程6．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程４．研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程４．研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程４．研修会への参加派遣についてを議題といたします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第１３０条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第１９条の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、研修会への派遣については、満場一致をもって承認いたされました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成２６年第２回斑鳩町議会定例会の閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

本定例会では、去る６月２日に斑鳩町協働のまちづくり条例についてなど１９議案を提出させていただいたところ、議員皆さまには初日から本日まで終始ご熱心にご審議賜り、１議案は継続してご審査いただきますが、１８議案につきましては、原案どおりご承認賜りまして、深く感謝を申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。

梅雨もこれから本番を迎えることとなり、ますます暑さが増してくる季節となりますが、議員皆さまにおかれましては、くれぐれもお体ご自愛されますようお祈り申しあげまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成２６年第２回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前１０時２９分 閉会 ）